

## 飼養衛生管理基準の改正に係る 大臣指定地域における舎外飼養への対応について

### 1 飼養衛生管理基準の改正案（現行案）

飼養衛生管理基準を改正するにあたり、CSF 疫学調査における病原体の養豚農場への侵入要因の中で、**野生イノシシが直接持ち込んだことや、その他野生動物が媒介したことも推察されたこと等から、豚等の飼養衛生管理基準に、舎外飼養されている家畜の野生動物との接触リスクを踏まえ、家畜伝染病発生リスクが高い地域（大臣指定地域）における舎外飼養の中止を規定した案を策定。**

また、牛等の飼養衛生管理基準においても同様に規定した案を策定。

※豚及びいのししに係る大臣指定地域については、CSF ワクチン接種推奨地域に設定されている 24 都府県を CSF の発生リスクが高い地域として、設定することを想定。

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県）

※ただし、野生動物の生息状況及び島しょ部等の地理的要件により指定する必要がないと判断する市町村は、事前に動物衛生課と協議の上、除く。

## 2 対応方針（最終案）

CSF 疫学調査からも、野生動物対策といった飼養衛生管理が徹底できない場合、**舎外飼養（放牧）は野生動物との接触の機会が増加し、家畜伝染病発生リスクの高い飼養形態であり、従前から家畜伝染病予防法には、家畜伝染病まん延防止のために都道府県知事が放牧を制限することができるよう規定されている。**我が国への ASF の侵入リスクが高まっている中で、万が一 ASF が発生した場合、発生農場の**近隣農場等に大きな影響**（①移動制限、②予防的殺処分、③輸出停止）が生じること、EU においても、委員会指令により、**野生イノシシで CSF もしくは ASF が発生した際、感染エリア内の養豚農場では全ての家畜豚を野生イノシシから隔離して飼育することを規定していることから、以下のとおり、防疫対応にしっかりと取り組むことを規定する。**

### （1）豚等の飼養衛生管理基準に

「大臣指定地域においては、**放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保をすること**」を明記。

### （2）具体的には、

**飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（動物衛生課長通知）に舎外飼養する場合の取組の詳細を記載し、周知徹底。**

【大臣指定地域内で舎外飼養する場合の取組の具体例】

- ・ **給餌場所における防鳥ネット等の設置**  
（大臣指定地域内に所在する放牧養豚農場が対象）  
[飼養衛生管理基準項目 29]
- ・ **避難用の簡易な設備の確保**  
（大臣指定地域内に所在する放牧養豚農場が対象）[同項目 29]
- ・ 既に規定されている二重柵の設置  
（野生いのししの生息地域内の放牧養豚農場）[同項目 23]、
- ・ 衛生管理区域内の定期的な消毒（全ての養豚農場）[同項目 32]

- (3) 舎外飼養を行う場合の取組が講じられるよう、都道府県においては十分に確認を行うとともに、指導を徹底することとする。  
また、当該農場は、周辺農場の理解を得るためにも、舎外飼養に係る防疫対策の取組について、情報提供することとする。
- (4) 飼養衛生管理基準については、基本的には令和2年7月1日施行とするが、舎外飼養を行う場合の取組を規定する項目29については令和2年11月1日施行とし、一定の猶予期間を設ける。  
都道府県を通じた調査によると、新たに避難用の簡易設備の確保が必要になる大臣指定地域内の放牧養豚農家は14戸である。  
これらの農場においては令和2年11月1日までに豚、いのししにおける飼養衛生管理基準項目29において規定される避難用の設備を確保することが望ましいが、事業者の実情を踏まえ、県の丁寧な指導の下、令和3年4月1日までには確実に対応することとする。
- (5) 牛等の飼養衛生管理基準における舎外飼養の中止については想定される家畜伝染病が口蹄疫であり、本病発生時には、ただちに家伝法第34条に基づく放牧の制限により対応することとする

以上